

○薬局等の許可更新の取扱いについて

(昭和三七年一〇月三〇日)

(薬発第五七六号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記の件については、昭和三六年二月八日付薬発第四四号薬務局長通知によるところであるが、現在までに各都道府県から照会があつた事項を検討した結果、それらについては、左記により取り扱うこととしたので、了知の上遺憾のないように措置されたい。

記

1 薬局及び医薬品販売業の店舗の面積等について

(1) 薬局及び医薬品販売業の店舗の面積が薬局等構造設備規則(以下「規則」という。)に定める基準に若干不足する場合においても、近い将来、その改繕が確実に期待できるときは、一定の期限までに改繕することを約する旨の書面を申請者から提出させる等、改繕の実行を確保する措置を講じた上、許可の更新を行なつて差しつかえないものであること。

(2) 医薬品販売業の店舗に薬局の名称を附し、あるいは法人の名称中に薬局の名称を使用している医薬品販売業者が見受けられるが、薬事法第七条の規定にかんがみ、このような者に対しては、当該名称中から薬局の文字を削除するよう許可の更新に際して指導されたいこと。

2 削除